

三 監 第 4 7 号
平成 2 9 年 6 月 2 1 日

請 求 人 XXXXXXXXXX 様

三田市監査委員 永 徳 克 己

同 森 本 政 直

住民監査請求監査の結果について（通知）

平成 2 9 年 4 月 2 4 日付で收受しました地方自治法第 2 4 2 条第 1 項の規定による住民監査請求について、同条第 4 項の規定により標記監査を実施しましたので、この結果を別添のとおり通知します。

住民監査請求監査の結果について

第1 請求人の住所・氏名

1 請求人

[Redacted Name and Address]

第2 請求の要旨

請求人からの請求の要旨については、下記のとおりと解しました。

1 請求の理由

本件は、平成28年4月25日に [Redacted] 自治会（以下「本件自治会」という。）に対して三田市家庭用指定ごみ袋計1,520枚（内訳：燃やすごみ用（大）1,020枚、燃やさないごみ用（大）300枚、ペットボトル用200枚。これらを総称して「本件ごみ袋」という。）を支給したこと（以下「本件ごみ袋の支給」という。）が下記のとおり違法・不当なものであることから、監査請求を行うものである。

- (1) ごみ袋は、[Redacted] 連合会（以下「本件連合会」という。）に所属する各自治会に対して支給されるべきものであるが、本件連合会に所属していない本件自治会に支給された。
- (2) 本件自治会は、実際は「自治会」ではないにもかかわらず、自らを自治会であると偽って、三田市を欺き、違法・不当に、本件ごみ袋の支給を受けたものであり、三田市は本件ごみ袋相当額の損害を被っている。
- (3) 三田市は、本件自治会に対し、本件ごみ袋相当額12,263円の損害賠償請求権を有しているにもかかわらず、同請求権の行使を怠っている。

2 請求する措置

三田市長は、本件自治会に対して、12,263円及びこれに対する平成28年4月25日から支払済まで年5分の割合による金員を三田市に支払するよう請求することを求める。

第3 請求の受理

平成29年4月24日付で収受した「住民監査請求書」（以下「本件措置請求書」という。）による住民監査請求（以下「本件監査請求」という。）については、監査委員会議において審査した結果、地方自治法（昭和22年法律第67号。以

下「自治法」という。)第242条に規定する形式的要件の一部に不備があったものの、これは後日補正されるものと解して、同月27日付でこれを受理しました。

また、自治法242条第1項において、住民監査請求に際して添付しなければならないこととされている事実を証する書面として、請求人から下記の書面が提出されました。

- ・ 公文書部分公開決定通知書
- ・ 上記公文書部分公開決定により公開を受けた文書（クリーンセンターから配布されたゴミ袋の実績がわかるもの（平成28年度本件自治会分））

第4 監査の実施

本件監査請求に係る監査は、下記のとおり実施しました。

1 監査の対象部署

市民生活部環境共生室クリーンセンター

2 監査の期間

平成29年4月27日から同年6月20日まで

3 監査の実施方法

(1) 請求人からの陳述の聴取等

自治法第242条第6項に規定する請求人からの証拠の提出及び陳述の聴取を平成29年5月17日に実施したところ、請求人が出席され、陳述されました。

(2) 関係職員からの陳述の聴取等

自治法第242条第7項に規定する関係職員からの陳述の聴取を平成29年5月17日に実施したところ、市民生活部環境共生室クリーンセンター所長及び同課長補佐が出席され、陳述されました。

また、請求人からの主張に対する関係職員からの説明等を記載した書面（以下これらを総称して「本件説明書」という。）が平成29年5月12日及び同月25日に提出されました。

4 監査対象

請求人からの本件措置請求書及び請求人からの陳述の内容から本件監査請求は、平成28年4月25日に本件自治会に対して本件ゴミ袋を支給したことが、本件自治会が本件連合会に所属しておらず、また、実際は自治会ではないにもかかわらず自らを自治会であると偽って、三田市を欺き、違法・不当に支給を受けたものであることから、この違法・不当な財産の処分によって、三田市に本件ゴミ袋相当分（12,263円）の損害が発生して、この損害賠償請求権を有しているにもかかわらず、この請求を怠っていることが違法・不当に公金

の賦課若しくは徴収又は財産の管理を怠っているとして、三田市長は、本件自治会に対して、この全部及びこれに対する平成28年4月25日から支払済まで年5分の割合による金員を三田市に支払するよう請求することを求めるものであると解し、これを監査対象としました。

第5 監査の結果

本件監査請求について、自治法第242条第8項の規定により監査委員会議において協議した結果、下記のとおり結論を得ました。

1 事実確認

監査対象に係る事実について、請求人からの本件措置請求書及び陳述の内容並びに関係職員からの本件説明書及び陳述の内容に基づき、下記のとおり確認しました。

(1) ごみ袋の支給目的等

ア 三田市は、市内全域における地域の環境美化を図るため、年5回、地域の清掃活動を行うクリーン・デー活動（以下「クリーン・デー活動」という。）を実施されていた。

イ 平成28年度、三田市は、市内の各地区においてクリーン・デー活動を実施できると判断した区・自治会及び管理組合等に対してクリーン・デー活動により生じるごみを入れるためのごみ袋を支給されていた。

(2) ごみ袋の支給先

ア ごみ袋はクリーン・デー活動のために支給するものであることから、本件連合会に加入していない区・自治会及び管理組合等であっても、各地区においてクリーン・デーを実施できると判断できる区・自治会及び管理組合等については、ごみ袋を支給することとされていた。

イ 実際に平成28年度のクリーン・デー活動のためのごみ袋は、本件連合会に加入する182地区の区・自治会と本件連合会に加入していない6地区の区・自治会及び管理組合等に支給されていた。

(3) ごみ袋の支給枚数

ア ごみ袋支給枚数の基準については、各自治会等の世帯数に応じて、1世帯当たり年5枚（燃やすごみ用（大）と燃やさないごみ用（大）の合計）としており、これらとは別に希望される区・自治会及び管理組合等にはペットボトル用を支給することとされていた。

イ 平成28年度のごみ袋支給に当たっては、区・自治会及び管理組合等におけるごみ袋の希望枚数及びこの内訳を把握するため、平成28年1月15日付で平成28年度クリーン・デーに関する調査票（以下「本件調査票」

という。)を送付されていた。

(4) 本件自治会に対するごみ袋の支給等

ア 本件自治会は、本件調査票により、燃やすごみ用（大）1,000枚、燃やさないごみ用（大）300枚、ペットボトル用200枚が必要である旨を平成28年2月2日付で三田市に回答した。

イ 本件自治会からの本件調査票の回答に対して、三田市は、本件自治会が [redacted] 地区（以下「本件地区」という。）において、クリーン・デー活動を実施できると判断できるものであるとともに、ごみ袋の希望枚数については本件地区の住民基本台帳に基づく世帯数からするとごみ袋支給枚数の基準内であったことから、この希望に沿うように支給枚数を調整（燃やすごみ用（大）は、1袋30枚入のため1,020枚に調整）して支給されていた。

ウ 後日、本件地区の住民である請求人から、本件地区のクリーン・デー活動に係るごみ袋を支給して欲しい旨の連絡があったが、上記のとおり、既に希望枚数を支給していることから本件ごみ袋以外の支給はしていないとのことであった。

また、請求人からも、クリーン・デー活動に係るゴミ袋は支給されていない旨の陳述があった。

なお、本件自治会への本件ごみ袋の支給に当たっては、ごみ袋の配送業務を受託した事業者により平成28年4月25日に配送されていた。

エ 本件地区において、三田市所定のクリーン・デー活動の日（平成28年5月8日、同年7月3日、同年9月11日、同年12月11日及び平成29年3月12日の計5回）にクリーン・デー活動が実施されたことについては、クリーン・デー活動に伴うごみの回収を委託している事業者からの実績報告書において、本件地区の所定のゴミステーションにおいてごみを回収した旨の記録があることをもって確認されていた。

オ 本件自治会は、平成27年度においても本件地区においてクリーン・デー活動を実施できるものであるとして、ごみ袋の支給を受けるとともに、クリーン・デー活動を実施されていた。

2 本件監査請求に関連する判例

本件監査請求に関連する判例である、神戸地方裁判所平成23年（行ウ）第81号損害賠償請求事件（平成27年4月16日判決言渡。以下「本件関連判決」という。）において、下記の旨が判示されています。

- ・ そもそも、本件委託契約に基づいて、区域各地区で行政事務の再委託を受け委託料を収受するのが、どの自治会であるのかというような

事柄については、各自治会には固有の権利・利益があり得るのかも知れないが、行政事務を委託する側の三田市に、委託料の支払に相当する行政事務が地区ごとに円滑に実施されること以外の財産的な権利・利益があるものとは解されない。

- ・ 仮に原告が主張するように、三田市が、A自治会の欺罔行為によって、A自治会とB自治会とは法的同一性を有すると誤信して本件住宅における全ての行政事務をA自治会が行うことを前提に本件委託契約を締結し、A自治会に本件委託料支払をしたとしても、かかる誤信がなければ、三田市は、B自治会に同一金額の委託料を支払うことになったにすぎないと考えられるから、当該欺罔行為による損害は、B自治会に生じることがあっても、三田市に生じるものではない。すなわち、三田市は、本件住宅における行政事務の全てを委託し、その委託事務が行われた以上、委託料の支払を免れる権利・利益を有するものではなく、A自治会の三田市に対する不法行為は成立しない。

3 判 断

上記のとおり確認した事実を踏まえて、下記のとおり判断しました。

(1) 本件ごみ袋の支給に係る主張に対する判断

本件ごみ袋の支給に係る主張については、下記のとおり判断しました。

- ア 請求人からは、本件ごみ袋の支給は、本件連合会に所属する各自治会に支給されるべきものであるが、本件自治会が本件連合会に所属しておらず、また、実際は自治会ではないにもかかわらず自らを自治会であると偽って、三田市を欺き、違法・不当に支給を受けたとの旨の主張がなされています。
- しかし、実際に本件連合会に加入していない区・自治会及び管理組合等であっても、クリーン・デー活動が実施できると判断できるものであればごみ袋を支給されていることから、本件連合会への加入及び区・自治会であることは、ごみ袋を支給するための要件とはされていないと判断しました。

また、クリーン・デー活動及びこれに係るごみ袋の支給の目的が、市内全域における地域の環境美化を図ることであることからすると、本件連合会への加入及び区・自治会であることがごみ袋を支給するための要件とされていないことについては、何ら不合理な点はないと判断しました。

さらに、本件自治会は、平成27年度においてもクリーン・デー活動を実施した実績があることからすると、本件自治会が本件地区において、クリーン・デー活動を実施できるものであると判断したことについては、何ら不合理な点はないと判断しました。

これらの点からすると、請求人が主張するような、本件自治会が本件連合会に加入しているか否か及び区・自治会であるか否かにかかわらず、本件自治会にごみ袋を支給したことについては、何ら不合理な点はないものであると判断しました。

イ 本件自治会へのごみ袋の支給枚数については、本件地区の住民基本台帳に基づく世帯数からするとごみ袋支給枚数の基準の範囲内となっているとともに、後日において追加支給もされていないことからすると、三田市は、ごみ袋支給枚数の基準の範囲内の枚数しか支給していないと判断しました。

また、本件ごみ袋は、クリーン・デー活動により生じるごみを入れるためのものとして支給されているところ、本件地区において、三田市所定のクリーン・デー活動の日にクリーン・デー活動が実施されたものと判断しました。

さらに、本件関連判決に本件監査請求を当てはめると、以下のとおりとなります。

- ・ ごみ袋の支給を受けるのが、どの自治会であるのかというような事柄については、各自治会には固有の権利・利益があり得るのかも知れないが、ごみ袋を支給する側の三田市に、ごみ袋の支給目的であるクリーン・デー活動が実施されること以外の財産的な権利・利益があるものとは解されない。
- ・ 仮に請求人が主張するように、三田市が、本件自治会の欺罔行為によって、本件自治会にごみ袋を支給したとしても、かかる誤信がなければ、三田市は、別の区・自治会及び管理組合等に同一枚数のごみ袋を支給することになったにすぎないと考えられるから、当該欺罔行為による損害は、別の区・自治会及び管理組合等に生じることがあっても、三田市に生じるものではない。すなわち、三田市は、ごみ袋の支給目的であるクリーン・デー活動が実施された以上、ごみ袋の支給を免れる権利・利益を有するものではなく、本件自治会の三田市に対する不法行為は成立しない。

これらの点からすると、本件ごみ袋の支給については三田市に損害が発生しているものではないと判断しました。

(2) 損害賠償請求権に係る主張に対する判断

上記のとおり、本件ごみ袋の支給については三田市に損害が発生しているものではないため、請求人が主張するような損害賠償請求権は、三田市は有していないものであると判断しました。

4 結 論

上記のとおり、本件ごみ袋の支給及びこれに係る損害賠償請求権に係る請求人の主張については、いずれも理由がなく、措置の必要を認めることができませんでした。